

これだけわかれば

複式簿記の仕訳が出来る！

[有限会社シンシステムデザイン](#)

開業すると、まずやらなければならない事務は

販売管理 と
会 計 です

ここでは、**複式簿記による会計**について話していきます。

1. 会計の目的は、
事業（会社）の売上、仕入、経費などを記録して利益や資産、負債などを把握しながら運営することと、毎年の納税申告です。
2. 納税のための申告方法は、**白色申告**と**青色申告**がありますが、
青色申告を選ぶと、次のような利益があります。
3. 青色事業専従者給与の特例により、**必要経費**として計上できます。
4. また青色申告を行うと、最大 65 万円の青色申告特別控除が受けられます。
この金額は、粗利が 10%の事業の場合は 650 万円の売上に相当する金額です。
上記 3、4 の詳細は、国税庁の HP を見てください。
5. これらの条件を満たすには、**複式簿記による会計**が必須になります。

複式簿記を実現するには？

1. 複式簿記による会計は、手作業で行うこともできますが、
パソコンで会計処理を行うと、
取引の仕訳を行うだけで ⇒ あとはすべて会計ソフトが各種の財務表（仕訳帳、総勘定元帳、試算表、決算書、財産目録など）を作成します。
2. 途中で**間違いに気付いても**、パソコン会計では**仕訳を訂正**するだけで、財務諸表はすべて更新されます。
もちろん、計算ミスによるやり直もありません。

**複式簿記を実現する鍵は、
仕訳が出来るようになることだけです。**

以下の説明は、仕訳が初めての方を想定しています。

取引の記録（仕訳）について

太郎くんは飲食店を経営しています。ある日の取引は次のようなものがありました。

- ① 今日の売上は 150,000 円でした。
- ② 材料を 30,000 円買いました。
- ③ 今日は月末なので、家賃を 60,000 円払いました。

複式簿記で仕訳をすると次のようになります。

借方		貸方		摘要欄
現金	150,000	売上	150,000	本日の売上
仕入	30,000	現金	30,000	食材の購入
賃借料	60,000	預金	60,000	家賃代

1. 現金が増えると現金を左側（借方）に、減少すると現金を右側（貸方）に書きます。
2. このような仕訳を行うと、複式簿記による会計が実現します。

複式簿記でよく使う用語

1. 複式簿記は取引の記録をします。これを**仕訳**と言います。
2. 左側を**借方**、右側を**貸方**と約束しています。
3. **現金**、**売上**、**仕入**、**賃借料**などを、**勘定科目**と言います。

損益計算書・貸借対照表の作成

パソコン会計では、複式簿記の仕訳を行うだけで、次のような計算書類が自動的に作成されます。

損益計算書

当期利益 = 売上－仕入－経費

貸借対照表

資産 = 負債＋純資産

これらの関係を具体例で示してみます。

ただし、実際の青色申告の決算書はもう少し複雑ですが、骨格は次の通りです。

損益計算書

売上	10,000,000
仕入 (売上原価)	6,000,000
粗利	4,000,000
経費	3,000,000
当期利益	1,000,000

貸借対照表

借 方		貸 方	
流動資産	1,500,000	流動負債	100,000
固定資産	5,000,000	固定負債	2,400,000
		資本金	3,000,000
		当期利益	1,000,000
借方合計	6,500,000	貸方合計	6,500,000

補足) 純資産＝資本金（元入金）＋当期利益

これらの財務表は下記に説明する仕訳（取引の記録）を行うだけで、自動作成されます。

売上、仕入、経費の仕訳がわかると 90%の仕分けができる

売上（収益）があった場合

例) 商品などを販売した時の仕訳

借方		貸方	摘要欄
現金	10,000	売上	10,000

1. この例では、現金が 10,000 円増えますので、現金を借方に書き、その原因（売上）を貸方に書きます。摘要欄にはこの取引の説明文を書きます。

2. 売上代金はキャッシュレスの場合もあります。その場合は、キャッシュレスと言う科目を用意して現金と区別する方が良いかもしれません。

借方		貸方	摘要欄
キャッシュレス	10,000	売上	10,000

キャッシュレスの場合は、クレジット会社から締日に合計金額が預金口座に振り込まれますので、入金があったら次のように仕訳をすると、キャッシュレスの残高が減少して、代わりに預金の残高が増えます。

借方		貸方	摘要欄
預金	300,000	キャッシュレス	300,000

3. 売掛の場合は次のように仕訳を行います。

借方		貸方	摘要欄
売掛金	50,000	売上	50,000

この場合も後日銀行口座などに振り込まれるはずですので、入金があったら次のように仕訳を行います。

借方		貸方	摘要欄
預金	300,000	売掛金	300,000

ただし、売掛金は必ずしも回収できるとは限りません。その場合の処理は、経費のところの説明します。

仕入があった場合

例) 販売を目的に商品などを購入することを仕入れと言います。

借方		貸方	摘要欄
仕入	100,000	現金	100,000

- この例では、仕入商品が100,000円増える代わりに現金などが減少しますので、仕入を借方に書き、減少した現金を貸方に書きます。摘要欄にはこの取引の説明文を書きます。
- ただし、実際の仕入では、買掛金で仕入れることが多いと思いますので、その場合は次のように仕訳を行います。

借方		貸方	摘要欄
仕入	100,000	買掛金	100,000

この買掛金は流動負債ですので、支払期限が来たら次のように仕入先に支払います。

借方		貸方	摘要欄
買掛金	100,000	預金	100,000

また、振り込み手数料は、相手持ちの場合もあります。その場合は上記の仕訳だけでもんあいありませんが、こちらで振込手数料を負担する場合は、次のような仕訳になります。

借方		貸方	摘要欄
買掛金	100,000	預金	100,550
手数料	550		

経費が発生した場合

事業を円滑に運用するためには、人件費の支払い、電気代、消耗品の購入、交通費の支出など様々な経費が必要になります。そのような場合の仕訳例は次のように行います。

借方		貸方		摘要欄
交通費	3,000	現金	3,000	
水道光熱費	50,000	〇〇銀行	50,000	電気代
水道光熱費	30,000	△△銀行	30,000	水道代
消耗品費	3,000	現金	3,000	コピー用紙
消耗品費	5,000	カード払い	5,000	ガソリン代
接待交際費	20,000	カード払い	20,000	
給料賃金	300,000	〇〇銀行	300,000	
専従者給与	200,000	〇〇銀行	200,000	
〇〇銀行	30,000	預り金	50,000	源泉税など

カード払いの場合は、後日預金口座から引き落とされますので、次の仕訳が必要になります。

借方		貸方		摘要欄
カード払い	25,000	〇〇銀行	25,000	

補足)

1. **カード払い**という科目は、国税庁の青色申告計算書の科目にはありませんが、独自の科目として用意しておく、上記のような使い方ができます。
2. **ガソリン代**という科目もありませんので、ガソリン代は消耗品費で経費を計上しますが、独自科目として、**ガソリン代**または**車両経費**という科目を追加して運用すると良いかもしれません。

以上は、売上、仕入、経費についての仕訳を説明しました。

これだけの仕訳がわかれば、**日常的な仕訳の9割は出来る**ようになります。

この3パターンの仕訳に加えて、固定資産や固定負債に関する仕訳がわかれば、さらに幅広い取引の仕訳が出来るようになります。

固定資産に関わる仕訳

固定資産を取得する時の仕訳の例

借方		貸方		摘要欄
車両運搬具	2,500,000	〇〇銀行	2,500,000	
土地	10,000,000	△△銀行	10,000,000	
工具器具備品	200,000	現金	200,000	

1. この例のように、
固定資産 / 流動資産 で仕訳を行います。
2. 土地以外は償却資産で、償却額は複数年で経費として計上します。減価償却については、期末の仕訳で説明します。

固定負債に関わる仕訳

例) 銀行から 500 万円を借りた

借方		貸方		摘要欄
〇〇銀行	5,000,000	長期借入金	5,000,000	

1. 借入金が発生した時は、上記のような仕訳になります。
2. 借入金は、通常複数回に分けて、返済していきませんが、その時の仕訳は次のようになります。借入金は固定負債の減少になりますが、利息は経費として損益計算書に計上されます。

借方		貸方		摘要欄
長期借入金	50,000	〇〇銀行	50,000	元金の返済
利子割引料	10,000	〇〇銀行	10,000	利息の支払い

会計期末に行う仕訳

会計の期末では、次の仕訳を必要に応じて行えば、複式簿記による会計はほぼ完了です。

減価償却の試訳

固定資産を取得した場合、一度に経費計上することは出来ませんが、法定耐用年数で計算した当年度の減価償却額を仕訳することにより、当年度の費用とすることが出来ます。

仕訳例)

借方		貸方		摘要欄
減価償却費	300,000	工具機器備品	300,000	
減価償却費	700,000	建物	700,000	
減価償却費	500,000	車両運搬具	500,000	

補足)

土地や有価証券、貸付金などは償却資産では無いので減価償却はできません。

回収が出来なくなった売掛金の処理

売掛金が回収できなくなった場合は、貸倒損失と言う科目で、売掛金を消しますが青色申告決算書の雛形（国税庁）には、貸倒損失と言う科目がありません。青色申告の会計処理では、次の例のように雑損失という科目で処理するようになっています。

借方		貸方		摘要欄
雑損失	300,000	売掛金	300,000	

貸倒引当金について

青色申告会計では、将来の貸倒に備えて**貸倒引当金**を経費として計上することができます。

借方		貸方		摘要欄
貸倒引当金繰入	300,000	貸倒引当金	300,000	

補足)

貸倒引当金は繰入できる限度額があります。詳細は国税庁のHPにあります。

以上の仕訳は、複式簿記を理解するための仕訳例です。

このような仕訳を会計ソフトに入力すれば、必要な財務諸表（仕訳帳、総勘定元帳、試算表、決算書、財産目録など）は自動的に作成するので、手作業による計算や書類作成をする必要はありません。

当社では、青色申告らくらく会計と言う会計ソフトを用意しています。体験版ソフトもありますのでご自由にお試しく下さい。

なお、実際の会計実務や税務相談は税理士さんや商工会議所などで相談してください。